

大規模災害時のごみの出し方

大規模な災害が発生すると、建物や家屋が被災して、大量のがれきや壊れた家具、家電等のごみが一斉に発生します。

一日でも早く通常の生活を取り戻すためには、ルールに基づいて分別し、ごみを速やかかつ適正に処理することが必要です。ご協力よろしくお願い致します。

片付けごみ

被災した自宅内を片付けるときに出る壊れた家具など

市が設置する住民用仮置場に持ち込んでください。



仮置場ではない公園や道路などへの排出は不法投棄となります。

混合状態となった片付けごみが生活ごみと混ざることで、悪臭や害虫が発生する等、多くの問題が発生します。また、設置された仮置場と勘違いされることで更なる不法投棄を誘発してしまいます。

一度混ざったごみを分別、運搬、処理するには時間要するため、早期復興の妨げとなります。

災害がれき

損壊家屋等の解体及び撤去に伴うがれきなど

解体及びがれきの撤去は、所有者において行うのが原則です。

※被災状況によっては、市が負担して解体及び撤去する場合があります。

避難所ごみ

避難所から排出されるごみ

避難所ごとのルールに従って、ごみを分別して出してください。

し尿（避難所等）

避難所から出るし尿

原則として発災後3日以内に収集再開することを目標としております。

生活ごみ

家庭から排出される日常のごみ

可燃ごみは、原則として発災後3日以内に収集再開することを目標としております。

収集日や排出場所などについては、通常と異なる場合があります。

可燃ごみ以外のごみは、収集を一時的に中止する場合があります。

指定袋入手できない場合は、危険物等の中身が見えるような袋を使用してください。

し尿をごみ袋で出す場合は、簡易パック式トイレを使用すること、難しい場合は新聞紙等でし尿をしみませることなど、液体の状態で排出しないようにご配慮をお願いします。また、生活ごみと袋を別にして、生活ごみと少し離して排出してください。

お問い合わせ先 名古屋市環境局作業課

電話：052-972-2396